

## 議事日程第5号

平成31年3月18日(月)

### 第1 議案上程(議案第1号から第34号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

---

## 本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

### 第2 議案上程(議案第35号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

### 第3 議案上程(議案第36号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

### 第4 議案上程(議案第37号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

### 第5 議会案上程(議会案第7号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

### 第6 議会案上程(議会案第8号から第10号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

### 第7 財政健全化に関する調査及び審査特別委員会の設置

### 第8 継続審査事件の承認

---

## 出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

---

欠席議員（なし）

---

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

---

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	柏崎潤一
観光文化スポーツ部長	藤原誠	産業建設部長	佐藤透
教育次長	目黒雪子	企業局長	木元義博
企画政策課長	八端隆公	総務課長	山田政信
財政課長	田村力	税務課長	原田徹
福祉課長	小澤田一志	生活環境課長	伊藤文興
観光課長	清水康成	文化スポーツ課長	鎌田栄
農林水産課長	武田誠	病院事務局長	菅原長
会計管理者	菅原信一	学校教育課長	加藤和彦
監査事務局長	鈴木健	企業局管理課長	太田穰
上下水道課長	真壁孝彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午後 3時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

---

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 議案第1号から第34号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第1号から第34号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。12番進藤優子さん

【12番 進藤優子君 登壇】

○12番（進藤優子君） 総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第12号男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、長時間労働の是正のための措置として、国家公務員に準じて時間外勤務命令の上限を設定する等の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、提案されている時間外勤務命令の上限を超える勤務実態について質疑があり、当局から、平成29年度実績では、月45時間超えの時間外勤務命令は延べ147件で、うち100時間を超える命令は12件、また、複数月平均で80時間を超える命令は2件である。本条例可決後は、できる限り上限時間内の勤務を徹底する。なお、上限を超えた場合は、要因の検証や医師による面接指導を行うこととしている。との答弁がありました。

さらに委員より、時間外勤務をする場合の意思決定について質疑があり、当局から、必要に応じて、所属長及び班長の事前命令により行うものであり、職員の自主性に任せて行うものではない。との答弁がありました。

さらに委員より、現状、多くの時間外勤務をしている職員がいる中で、担当事務の

バランス及び班体制をどのように分析しているか。また、特定の部署、特定の職員に事務が集中している事案はないかとの質疑があり、当局から、100時間を超える命令12件のうち、選挙事務担当職員への命令が2件、国の機関へ派遣した職員への命令が4件、残りはイベント業務を中心とした特殊業務に携わる者であり、通常勤務については、100時間を超える命令はない。また、特定の部署、職員に事務が集中しているケースが一部確認されるため、所属長に、毎月の時間外勤務命令の時間数を通知し、時間外勤務の管理に努めている。月20時間を超えた職員については、リストアップし、事務量の偏りがなくないか検証し、顕著な場合は、職場体制等も含め協議することとしている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市の財政事情等を考慮し、平成31年4月1日から任期が満了するまでの期間、市長及び副市長の給料月額をさらに引き下げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、委員会の審査を充実したものにし、議会の監視機能を最大限発揮するため、市長の出席を求め審査を行いました。

質疑のありました主なものを申し上げます。

第1点として、委員より、市長は残りの任期の中で諸課題を解決する具体的な施策を示すべきとの質疑があり、市長から、一つは、ふるさと納税で新たな財源の確保と返礼品による産業振興を図る。男鹿は資源に恵まれて、返礼品をつくるだけでもかなりの経済効果が見込まれる。二つ目は、男鹿日本海花火やなまはげ柴灯まつり等の活性化を図る。特に、花火は商店街活性化にもつながり、棧敷席の販売の工夫により、さらに活性化ができる。三つ目は、市民参加によるごみの減量化である。四つ目は、男鹿みなと市民病院の経営健全化である。男鹿みなと市民病院は、本市にとってなくてはならない病院だが、市民の約16パーセントしか利用していない。市民理解を得るとともに、医師、看護師等と一緒に病院改革に取り組む。そのほか、公共施設の統廃合。福祉については、健康づくりの推進。生活保護受給者の就職活動等の支援。そ

してオガールを中心とした農業、漁業、観光の振興。また、駅前広場の整備により、ホテルや飲食店等の進出の可能性があり、さらに遊覧船運航の話も伺っており、団体客を中心に、県外、国外からの誘客に期待している。それが男鹿の観光に大きな影響を及ぼすと感じている。オガールを中心として、町中のリノベーションも進んでおり、サイクリング関連事業についても非常に可能性を秘めている。との答弁がありました。

第2点として、委員より、市財政が年々厳しさを増していく中で、市長が身を切る改革を決断したと推察するが、その狙いは何かとの質疑があり、市長から、給与削減による狙いは、自らの頑張りで得られる成果という形が大事だと考えている。それには、自分の給与を削減し、一定の成果が出た暁には、一定額を得るというようなスタンスがいいと考える。退路を断ってやるしかない状況に自分を追い込む。10パーセント、あるいは20パーセント減額という話もあったが、10、20、30では大分違いがある。私は50パーセント減額したかった。それだけプレッシャーをかけて仕事に臨む思いだ。私がそういう思いで取り組むことで、市職員もなお一層頑張ってくれると思う。また、市民も、市長の本気度をより理解してくれると思う。そのためにも、10パーセント、20パーセントではなく、30パーセントの減額が必要と考えている。高いモチベーションで取り組めるかどうか、それが大事である。との答弁がありました。

第3点として、委員より、市長は「オガールがだめなれば男鹿市がだめになる」と発言している中で、30パーセント減額に対するイメージをどう考えるかとの質疑があり、市長から、企業イメージは大事であり、この会社は利益の追求ではなく地域づくりをする、人に喜びを与える、そういうことが大事である。その裏づけとして、経営基盤が安定していること。オガールには課題があるが、解決の手立てはさまざまある。今が一番悪い状態で、この後は上向く一方という気持ちでやっていく。危機感を持っており、市職員には、ハード面の支援はできないが、ソフト面で一生懸命支援するよう伝えている。具体的には、農水産物の出品者を市も一緒になってふやしていく。また、CAS冷凍については、設備は整っているため、ソフト面の充実により方向性は見えてくると考える。町中のリノベーションやイーバイク等は、どうしても民間の頑張りには期待しなければならない。今の時代感覚は、行政に頼らない民間主導の

官民連携で、その手法に期待している。との答弁がありました。

第4点として、委員より、12月定例会で特別職の期末手当の支給率を引き上げ、今定例会では給与減額を提案している。その整合性について質疑があり、当局から、12月定例会では、人事院勧告に準じた形で、国、県同様に制度として引き上げたが、このたびの減額は、制度ではなく、市長の意思をもって市長の任期中減額するものであり、そういう意味では、制度である人事院勧告とは全く別の考え方で減額するものである。との答弁がありました。

第5点として、委員より、特別職報酬等審議会の職責と比較して減額の額が大きいものの、市の厳しい財政事情を踏まえた市長の強い覚悟を尊重し、減額をやむを得ないものと判断するとの答申の影響について質疑があり、当局から、報酬等審議会は、恣意的な給与の引き上げを抑制するための機関であり、本来、自ら減額する場合は、報酬等審議会に諮問する必要はない。市長の決意としては、30パーセント減額に強い覚悟を持っていたので、仮に報酬等審議会において20パーセント減額が相当という意見が出たとしても、それを踏まえた上で30パーセント減額にした可能性も十分あると考える。協議の中で、市長からは50パーセント減額という案もあったが、一般職より低くなるので、職責等を考えると好ましくないとし、最終的に30パーセントと決断した。との答弁がありました。

以上の審議経過により、本案については、起立採決の結果、起立なしにより否決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市空家等対策協議会条例の制定についてであります。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行う男鹿市空家等対策協議会を設置するため、本条例の制定するものであります。

本案について、委員より、加茂青砂地区の桜島苑等を除却する前に本条例が制定され、空家等対策計画が策定されていた場合、国からの補助金を受け取ることが可能であったのかとの質疑があり、当局から、桜島苑等の除却以前に協議会を設置し、計画を策定していれば、国の補助の対象となっていたが、空家等対策協議会の設置及び空家等対策計画の策定は、市全体の一般家屋の空家の利活用を含めた空家対策を目的とするものである。との答弁がありました。

さらに委員より、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたことに伴う本条例の制定だが、本市の現状は、財政が厳しい折、国、県を動かして予算を確保しなければならない中で、法律制定から現在まで県内他市の状況について質疑があり、当局から、協議会は県内25市町村中9市町村、計画策定は11市町村が実施している。早いところでは、由利本荘市が平成27年10月に協議会を設置している。との答弁がありました。

これに対し、委員より、協議会設置及び計画策定が遅れたことを反省すべき。他市に先駆けて行動しなければならなかった。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、福米沢地区センターを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号道村地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更についてであります。

本議案は、道村地区コミュニティセンターの指定管理期間を1年間延長するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。1番中田謙三君

【1番 中田謙三君 登壇】

○1番（中田謙三君） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第16号男鹿市老人憩いの家条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、船越老人憩いの家、羽立老人憩いの家及び北浦老人憩いの家を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より、羽立老人憩いの家及び北浦老人憩いの家においては、老朽化が著しい状況であり、特に北浦老人憩いの家は、屋根が崩落する危険性があり、立ち入りを禁止している状況であることから、もっと早い時期に施設を廃止する対応が求められたのではないかと、との質疑があり、当局より、平成28年に五里合憩いの家を廃止しており、その当時から、羽立、北浦の各老人クラブと施設の廃止及び代替施設について協議を重ねてきたところである。今般、施設の老朽化がさらに進み、また、利用状況が減少傾向になってきたことから、各老人クラブとの協議が整ったものである。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、低所得者に対する保険料軽減措置について、軽減割合及び対象者を拡充するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、保険料を軽減する対象者の拡充範囲について質疑があり、当局より、現行は特に所得の低い第1段階の方のみの軽減措置となっているが、改正後は、第2段階及び第3段階の市民税非課税世帯全体へ対象者を拡充するものである。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件に、専門職大学にかかる要件を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、本市における対象施設及び技術管理者の資格要件を満たす者について質疑があり、当局より、本市の対象施設は一般廃棄物最終処分場であ



り、同施設の管理を委託する受託事業者に要件を満たす技術管理者を配置しているものである。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市奨学審議委員会委員の構成員として含まれている市議会議員を委員の構成から除き、委員定数についても「10人以内」から「7人以内」に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。7番船木正博君

【7番 船木正博君 登壇】

○7番（船木正博君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、議案第20号男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市農業振興資金貸付基金の効率的な運用を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、男鹿市農業振興資金貸付基金の残高の範囲内において、基金に属する現金を預託することができるようにし、農業者に対して、農業経営に必要な資金を適正かつ効率的に融資することで、農業振興を図っていきたいと考えているとの説明がありました。

これに対し、委員より、基金残高の範囲内でJAに預託し運用するとのことだが、どのような利点から預託するものなのかとの質疑があり、当局から、過去に個人農業者へ貸し付けた例もあるが、個人経営者の償還能力等の審査を市で行うのは現実的に困難であり、縮小してきた経緯があり。回収処理等のノウハウのあるJAに預託して貸付を行うことが効率的であることから、提案したものである。大規模経営者、認定

農業者であれば、国や県の補助金を活用しながら経営可能であるが、小規模農家にとっては活用できないのが現実である。新規事業に取り組みたい等の意欲がある農業者の直売活動につながるような取り組みであれば、貸付対象となる等の運用機構により、トータル的に農業振興が図られると考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、J A非組合員の貸付について、どのように対応するのかとの質疑があり、当局より、基金残高の約3,500万円のうち、約3,000万円を預託し、約500万円は基金として備えているものである。要綱に定める貸付対象となるものであれば、貸付は可能である。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、水道法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、専門職大学にかかる者を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、学校教育法に基づく専門職大学にかかる者を追加するものであり、技術士法施行規則の一部改正に伴い、省令の施行前において行われた技術士法の規定による第2次試験の合格者についての経過措置を定めるものであるとの説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国産天然ガスへの原材料費調整制度の適用による経営の安定化と、ガスの需要拡大に資する新たなガス料金の割引制度を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局より、現在、本市においては、輸入分の液化天然ガスと液化石油ガスに原料費調整制度を適用しているが、このたび、申川工場産出の国産天然ガスについても同制度を適用させるため、関係条例を改めるほか、需要拡大に向け、新た

なガス料金割引制度を新設するものであるとの説明がありました。

これに対し、委員より、子育てサポート割引の具体的な適用について質疑があり、当局より、子育てサポート割引は、家庭用サポート割引の適用条件である新築による都市ガスの使用や、リフォーム等により他燃料から都市ガスへの切りかえが必要となるほか、適用期間内において、中学校卒業までの子どもが同居している場合、対象となるものである。重量料金の割引に当たっては、家庭用サポート割引の適用開始日から3年の範囲内において、15パーセントを割り引くものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、割引制度の市民への周知について質疑があり、当局から、市民への周知については、広報おがや市ホームページへ掲載するほか、割引申請に遺漏がないよう、内管工事等施工技者の協力を得ながら、需要拡大に向け、広く周知を図っていきたいと考えている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。2番笹川圭光君

【2番 笹川圭光君 登壇】

○2番（笹川圭光君） 予算特別委員会に付託されました、議案第1号平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてから議案第11号平成30年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）まで及び議案第24号平成31年度男鹿市一般会計予算についてから議案第34号平成31年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算までについて、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る4日に開会し、予算にかかる説明を受けた後、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告申し上げます。

最初に、補正予算関係について申し上げます。

第1点として、平成30年度当初予算における除雪予算の概要及び専決処分により除雪費を追加補正した考え並びに予算の執行状況について。

第2点として、社会資本整備総合交付金事業費の減額補正の要因及び当該事業費の予算処置のあり方について。

第3点として、生活バス路線維持費等補助金にかかる路線別内訳及びバス路線維持にかかる経費等の将来的な見通しについて。

第4点として、生活保護費国庫負担金等返還金などの減額要因並びに生活保護受給数の推移及び受給者対象者のチェック体制について。

第5点として、農業振興にかかる主要事業の減額要因及び事業費精査の徹底並びに国・県補助事業の積極的な活用について。

第6点として、中山間地等における条件不利農地への作付誘導等の支援について。

次に、新年度当初予算関係について申し上げます。

第1点として、ごみ減量化にかかる取り組みについてであります。

一つとして、1人1日当たりの家庭系のごみの目標排出量を500グラム以下とした根拠について。

二つとして、広報や冊子のほか、機会をとらえて減量化にかかる周知に努めているが、地域に足を運び、周知すべき時期に来ているのではないのか。

三つとして、ごみの分別、再利用について、市と地域の役割を明確にし、町内会等地域自らが取り組んでいけるような環境づくりについて。

四つとして、地域におけるごみ減量化にかかる取り組みを促進するための町内会交付金制度の活用について。

五つとして、ごみ分別に係る、より丁寧でわかりやすい周知方法の工夫についてなどの質疑がありました。

第2点として、秋田県沖における洋力風力発電計画に対する市の対応について、計画段階での事業者からの市漁業等関係団体への説明等の状況及び洋上風力発電にかかる税制制度について。

第3点として、空家・廃屋の除却促進を図るための市補助額の引き上げ及び町内会交付金の空家対策への活用の可能性について。

第4点として、公共施設総合管理計画の概要及び施設の統廃合、解体等の年次計画の策定状況及び財源について。

第5点として、各種計画策定にかかる業務委託のあり方並びに計画策定にかかる庁

内の専門性を有した職員の活用及び職員の人材育成にかかる考えについて。

第6点として、国民健康保険税における均等割額の減免等見直しにかかる考えについて。

第7点として、本市における児童虐待の現状及び家庭から寄せられる相談等への対応並びに親自身への社会教育等の必要性について。

第8点として、風疹対策として、平成31年度から原則無料とされる免疫力の低い男性への抗体検査及び予防接種の勧め方並びに受診しやすい配慮について。

第9点として、各集落におけるなまはげ行事の継承と柴灯まつりの方向性について。

第10点として、男鹿版DMO推進にかかる基本的な考え及び関連する新年度事業の概要について。

第11点として、男鹿版DMO推進事業にかかるイーバイク等の導入支援及び管理体制並びにレンタサイクル事業の概要について。

第12点として、観光誘客数が増加した一方で、宿泊客数が伸び悩んだ要因及び宿泊客数の増に向けた企画商品等の検討について。

第13点として、オガレにおける部門別の売り上げ実績及び財政的支援の考えについて。

第14点として、今後採択予定の大区画整理事業における市の負担率について。

第15点として、水産振興にかかる県との連携強化を図る働きかけについて。

第16点として、男鹿市舗装繕計画策定にかかる目的及び計画策定による補修繕の確実な推進の実行性について。

第17点として、土地取得も含めた払戸小学校校門に接続する通学路確保の可能性について。

第18点として、全国自治体病院協議会の経営診断を踏まえた病院経営健全化に向けた平成31年度の取り組みについて。

第19点として、市内の医療機関が減少していく中で、地域医療の確保にかかる公立病院としての役割について。

第20点として、上水道、ガス事業における料金改定の見直しの可能性及び大潟村への上水道供給にかかる供給方法等の協議状況についてなどの質疑に対し、当局から

それぞれ答弁がありました。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしました。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第1号から第11号まで及び第24号から第34号までについては、原案のとおり可決、承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、三浦利通君ほか4名から、議案第13号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。15番三浦利通君

【15番 三浦利通君 登壇】

○15番（三浦利通君） 議案第13号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案について、提案理由の内容について申し上げます。

本修正案は、財政をはじめ、市の置かれた状況等にかんがみ、さらには、市長の財政に対する思い入れを考慮し、市長、副市長の給与月額を本則から20パーセント引き下げするため、提案するものであります。

市長の提案した30パーセント削減案については、今定例会のさまざまな場において議論を重ねてまいりましたが、容易に理解が得られない状況です。男鹿市は、人口減、市民所得の伸び悩み、国からの交付金等の減少。一方、歳出においては、みなど市民病院の平成30年度の1億2,000万円、平成31年度、新年度においても、見込みで2億5,000万円余りの不良債務を見込んでおります。また、国保、下水道等特別会計への一般会計からの繰入金、さらには、市の置かれた構造的な状況から、高齢者福祉対策、健康対策等、財政負担は減っておらない状況です。こんな中、ここ数年、財政調整基金を取り崩して予算編成をしなければならない状況下にあります。

このような局面、市の置かれた重い財政課題を、引き続き先頭に立って解決してい

くべき、その責任を果たすことが肝要であり、削減20パーセントを提案するものがあります。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長及び議案第13号修正案提出者に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。8番佐藤巳次郎君

【8番 佐藤巳次郎君 登壇】

○8番（佐藤巳次郎君） 私からは、議案第13号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての賛成の立場からの討論、そして、議案第13号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る修正案について、反対の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほど、この13号について総務委員長の報告がございました。その中で、私、特に感じたのは、このように述べていますが、『第2点として、委員より、市財政が年々厳しさを増していく中で、市長が身を切る改革を決断したと推察するが、その狙いは何かとの質疑に対して、市長から、給与削減による狙いは、自らの頑張りで得られる成果という形が大事だと考えている。それには、自分の給与を削減し、一定の成果が出た暁には、一定額を得るといようなスタンスがいいと考える。退路を断ってやるしかない状況に自分を追い込む。10パーセント、あるいは20パーセント減額という話もあったが、10、20、30では大分違いがある。私は50パーセント減額したかった。それだけプレッシャーをかけて仕事に臨む思いだ。私がそういう思いで取り組むことで、市職員もなお一層頑張ってくれると思う。また、市民も、市長の本気度をより理解してくれると思う。そのためにも、10パーセント、20パーセントではなく、30パーセント減額が必要と考えている。高いモチベーションで取り組めるかどうか、それが大事である。との答弁がありました。』私は、これを聞いて、やはり今の市長方針でなくて、自ら30パーセント減額をするという市長の行政に向かう姿勢に、ある意味感銘を受けました。

そして、これに対して、先ほど三浦利通議員から修正案の提案がなされました。総務委員会では、市長を呼んで五つの点に市長から確認をとったということで、「審査経過によって、本案については、起立採決の結果、起立なしにより否決すべきものと決した次第であります。」という報告であります。言ってみれば、市長の答弁は聞いたけれども、否決が先にありきという感じがどうしてもゆがめられません。そしてまた、否決すべき理由も、委員長報告には出てまいりませんでした。また、三浦委員長の修正案についても、市長提案がなぜだめなのか、10万円安い60万円ではなくて70万円がいいというその理由が、我々議員には何らその説明がないということだけで、やはりきちっとやはり我々に理由等を示して判断を仰ぐ必要があるのではないかと感じておりましたけれども、そういう意味では非常に残念でなりません。

そしてまた、市長は、男鹿市の特別職の報酬等審議会に審査をしていただきたいということで会議を開きました。その中での審議結果は、「職責と比較して減額の額が大きいものの、市の厳しい財政事情を踏まえた市長の強い覚悟を尊重し、減額の額はやむを得ないものと判断された。」という審議の結果であります。そういう意味からしても、私も60万円が本当に正しいかどうかというこの判断基準というのは十分見つけられませんけれども、少なくともやはり市長の思いが私は大事だということで、これから残された任期の間、頑張るという強い決意が示されました。

そういうことで、私はこの13号について、市長の提案に賛成し、修正案に反対するものであります。どうか皆さん、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、10番佐藤誠君の発言を許します。

【10番 佐藤誠君 登壇】

○10番（佐藤誠君） 議案第13号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案への賛成討論をいたします。

今議会で提案された特別職30パーセントの削減案につきましては、本会議、予算特別会議等、さまざまな場面において議論があり、常任委員会では全会一致で否決となりました。その背景の一つには、削減の根拠が必ずしも明確でなかったことが挙げられます。しかしながら、市を取り巻く財政状況が厳しさを増しているのは承知の事実であり、行財政改革のさらなる推進が求められております。そこで、市長の自ら身を切るという強い思いに加え、山積する課題の解決に向けた具体的な施策を掲げなが



ら、5年後、10年後の男鹿市の未来像を描いていくことが求められており、そのためには、抽象論ではなく、市の現状をしっかりと踏まえた中で行財政改革の方向性を明確にし、政策執行をしていただく必要があります。

市当局におきましては、さまざまな角度であらゆる物事を精査し、市民サービス向上に努めることを肝に銘じて取り組んでいただけるよう要請をしながら、修正案に対する賛成討論といたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

はじめに、議案第13号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する三浦利通君ほか4名から提出された修正案について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第13号原案について採決いたします。本件は起立により採決いたします。修正部分を除くその他の部分については、議案第13号の原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、議案第13号原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号から第12号まで及び第14号から第34号までを一括して採決いたします。本33件に対する委員長報告は、可決及び承認であります。本33件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第12号まで及び第14号から第34号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

## 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第35号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

## 日程第2 議案第35号の上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第35号副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました、議案第35号副市長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市副市長の笠井潤氏が本年3月31日をもって退職し、秋田県庁に帰任されることから、その後任として船木道晴氏を選任したいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番佐藤誠君の質疑を許します。

○10番（佐藤誠君） 一つだけ確認なんですけど、本来、副市長の任期は4年だったと思いますが、それがなぜ今回2年で交代することになったのか。その辺のことが議会の方にまだ聞こえてこなかったものですから、その辺を、市民も多分関心を持ってると思いますので、その辺伺わせていただければと存じます。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

皆さんご存じだと思って言わなかったんですけども、当初から、県とは2年間だろうと、そういう話で来てます。県からも帰ってほしいという要請がありましたので、

今回その要請を受けて、こういう結果になりました。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第35号副市長の選任についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。船木道晴氏の副市長の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立全員であります。よって、議案第35号については、同意することに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第36号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第3 議案第36号の上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第36号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました、議案第36号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市教育委員会委員の日黒恵子氏が本年5月10日をもって任期満了となることから、その後任として三浦良忠氏を任命いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第36号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。三浦良忠氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号については、同意することに決しました。

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第37号が

提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第4 議案第37号の上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議案第37号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました、議案第37号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市人権擁護委員の三浦光博氏が本年1月31日をもって辞任されたことから、その後任として加藤透氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第37号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。加藤透氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号については、異議なしとすることに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第7号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第5 議会案第7号の上程

○議長（吉田清孝君） 日程第5、議会案第7号男鹿市議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第7号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第 8 号から第 10 号までが提出されました。この際、本 3 件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本 3 件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

---

### 日程第 6 議会議案第 8 号から第 10 号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第 8、議会議案第 8 号から第 10 号までを一括して議題といたします。

職員に議会議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議会議案第 8 号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める意見書

議会議案第 9 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

議会議案第 10 号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書

---

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。本 3 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本 3 件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第8号から第10号までを一括して採決いたします。本3件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第8号から第10号までは、原案のとおり可決されました。

---

幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善  
のための必要な措置を求める意見書

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されている。無償化の実施そのものに反対するものではないが、無償化の実施によって、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いること、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあってはならない。

よって、国においては、必要な財源を確保し、だれもが安心できる無償化を実現されるよう、以下について要望する。

1. 幼児教育・保育の無償化にあたっては、地方自治体の負担増とならないよう全額国費で行うなど、国として財政措置も含めてあらゆる必要な措置を行うこと。
2. 給食食材費は実費徴収化ではなく、無償化の対象にすること。
3. 無償化の対象とされている認可外保育施設については、認可施設と同等の保育を保障できるよう、認可化の促進など国として必要な措置を講じること。
4. 無償化に財源をとられることで、保育の質的量的拡充が停滞することがないよう、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために公定価格の改善など必要な措置を行うこと。



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清 孝

衆議院議長 大島 理 森 様

参議院議長 伊達 忠 一 様

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様

財務大臣 麻生 太 郎 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

文部科学大臣 柴山 昌 彦 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

宮 腰 光 寛 様

---

### 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、厚生労働省によれば、2017年の婚姻率は0.49%（推計値）、2016年の出生率も1.44%とどちらも前年より0.01%落ち込み、少子高齢化がさらに進み、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害する“貧困の連鎖”も深刻な社会問題になっています。

2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、秋田県では762円、最も低い地方は761円です。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の

生活”はできません。しかも、時間額で224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因になっています。地域経済を活性化させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」として、最低賃金の引き上げをすすめています。しかし年3%の引き上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした2010年の「雇用戦略対話」での政労使三者合意の実現が先送りされる結果となってしまいます。いますぐ政治的決断で、1000円以上に引き上げるべきです。

最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。同時に、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充することが求められます。さらに公正取引の確立のため、最低賃金を最低限の生活を保障する水準に引き上げ、地域間格差を解消し、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切であると考えます。

現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「最低賃金は生活保護水準を下回ってはならない」としています。最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現することが求められます。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

## 記

1. ワーキング・プアをなくすため、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3. 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む抜本的対策を講じること。

平成31年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清 孝

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

---

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書

戦後の拡大造林政策により造林された1030万haの人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

山林の保水力の低下は深刻で、豪雨や台風の度に地元は土砂災害の危機にさらされています。

森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人につき毎年1000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれています。

人工林を造り過ぎてしまったことは、林野庁も認めています。①山の保水力低下、②大雨でも崩れにくい災害に強い森づくり、③野生動物たちのえさ場を山奥に復元することによる棲み分けの復活、④花粉症の軽減のために、森林環境譲与税を使って、林業採算の取れない放置人工林は、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して

行くべきです。

森林環境税及び森林環境譲与税の使途に、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林の天然林化を入れ、天然林化が順次計画的に進めていくため、下記の法整備と政策の実行を求めます。

## 記

1. 森林環境税及び森林環境譲与税の使途に、「放置人工林の天然林化」を明記すること
2. 放置人工林の天然林化を自治体が事業化できるように、技術等を支援する政策を実現すること
3. 放置人工林の天然林化は、現状の林業の補助金制度ほとんど使えないため、天然林化のための補助金制度を充実させること
4. 公益のために、放置人工林の天然林化を実施する山林所有者が優遇を受けられるような制度を検討し、実現すること

平成31年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田 清孝

総務大臣 石田 真敏 様

農林水産大臣 吉川 貴盛 様

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。財政健全化に関する調査及び審査特別委員会の設置を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第7 財政健全化に関する調査及び審査特別委員会の設置

○議長（吉田清孝君） 日程第7、財政健全化に関する調査及び審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。財政健全化に関する件を特定事件として、委員会条例第6条の規定に基づき、10人の委員をもって構成する財政健全化に関する調査及び審査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第98条第1項及び第2項の規定による権限を委任し、審査終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、財政健全化に関する件は、10人の委員をもって構成する財政健全化に関する調査及び審査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第98条第1項及び第2項の規定により権限を委任し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました財政健全化に関する調査及び審査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、畠山富勝君、伊藤宗就君、鈴木元章君、佐々木克広君、佐藤巳次郎君、小松穂積君、佐藤誠君、進藤優子さん、三浦利通君、古仲清尚君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、財政健全化に関する調査及び審査特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、財政健全化に関する調査及び審査特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4時11分 休 憩

---

午後 4時21分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政健全化に関する調査及び審査特別委員会において、正副委員長が互選されたので、ご報告いたします。

委員長に三浦利通君、副委員長に鈴木元章君、以上のとおりご報告いたします。

---

#### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第8 継続審査事件の承認

○議長（吉田清孝君） 日程第8、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第110条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成32年3月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は平成32年3月定例会まで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

○議長（吉田清孝君） 先ほど副市長に同意いたしました船木道晴君から、ごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。船木道晴君

【船木道晴君 登壇】

○（船木道晴君） 先ほどは副市長選任案にご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、この3月末で定年を迎えることとなっておりますが、はからずも4月から副市長という重責を担わせていただくことになりました。身の引き締まる思いでいっぱいです。

本市は、ご承知のように、人口減少問題のほか、厳しい財政状況など多くの課題を抱えております。これまでの市職員としての経験に加え、さらなる研さんに努め、菅原市長のもと、諸課題の解決に向けて全力を傾注する決意であります。

議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

誠にありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 次に、笠井副市長から退任にあたってごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。笠井副市長

【副市長 笠井潤君 登壇】

○副市長（笠井潤君） 貴重なお時間をお借りして、一言退任のごあいさつを述べさせていただきます。

平成29年5月に副市長を拝命し、1年10カ月の間、男鹿市政に携わらせていただきました。この間、議員の皆様からは温かいご支援とご協力、そしてご鞭撻をいただきましたことを心から感謝申し上げたいと存じます。また、業務の遂行にあたりまして、菅原市長はもとより、多くの職員から支えていただいた中で、どうにかきょうまで務めさせていただくことができたと思っております。

今後とも、当局と議会が一体となり、本市がさらなる発展を遂げられますよう、あわせて、皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げます、退任のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて3月定例会を閉会いたします。

---

午後 4 時 2 6 分 閉 会



会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 中 田 敏 彦

議 員 進 藤 優 子